

令和6年度 三島中学校いじめ防止基本方針

三島町立三島中学校

＜はじめに＞

国による「いじめ防止対策推進法」が、平成25年6月28日公布、同年9月28日に施行された。その中の8条に「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒等がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処しなければならない責務を有する」と述べられている。このことを受け、本校においては、福島県及び三島町の「いじめ防止基本方針の理念」に基づき、地域住民・保護者・関係各位と連携し、いじめ問題の防止・絶無に向けて取り組むべく「三島中学校いじめ防止基本方針」を策定したところである。

1 いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ」判断の留意点

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- (2) いじめられた本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないようにする。
 - 被害を受けていると思われる生徒が、「精神的な苦痛を感じていません。遊びです。」と申し出たとしても、様々な集団から繰り返し、被害を受けているとみられる場合は、「いじめ」と疑う（判断する）必要がある。その理由は、いじめを受けている生徒は、そうした行為でしか友達関係を築けないことが多いからである。例えば、表面上は笑いながらプロレスをしていても心の中で悲痛な叫びを上げている生徒も存在するということである。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえ、適切な対応をすること。

3 「いじめ」についての共通認識

- (1) いじめは人間として決して許されない行為であるという認識に立つ。
- (2) どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (4) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。
- (5) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例：無秩序性や継続性）から起こりうることもある。「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在に十分な注意を払う必要がある。また、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払わなければならない。このように「観衆」、「傍観者」を含めた集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (6) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや警察に相談することが必要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向も考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- (7) 「いじめ」に関する認識を軽視する見方があるといじめが蔓延する。被害を訴える生徒はもちろん、被害を受けていると思われる生徒について迅速かつ真摯な対応をする必要がある。
- (8) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに保護者、関係機関・専門機関と共に組織的に対応する。
- (9) 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ① 発達障害を含む、障害のある生徒
 - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる生徒
 - ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
 - ⑤ 新型コロナウィルス感染症に関して、本人及び家族等が感染者または濃厚接触者及び医療従事者である生徒

4 いじめ予防・防止の基本的施策

- (1) 道徳教育の充実
 - ① 教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する。
 - ② いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、自己有用感や達成感をもち、安心して学べる環境づくりに努める。
 - ③ いのちや心を大切にする指導を充実させる。
 - ④ 地域ぐるみで子どもを育てるという学校支援の雰囲気を醸成させる。
- (2) 未然防止のための取り組み
 - ① 年度当初に、三島中学校としてのいじめに関する基本方針を保護者に説明し、理解を得る。
 - ② いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、生徒自身が無意識のうちに、加害者になったり被害者になったりすることがあるという事を理解させ、指導する。
 - ③ いじめは人権問題であり、厳しく規制するという教師側の明確なスタンスを生徒に示し、指導する。
 - ④ 互いの良さを認め合える学級集団づくりをする。
 - ⑤ 溫かな人間関係に支えられた部活動における集団づくりをする。
 - ⑥ いじめを助長するような教職員の言動に細心の注意を払うとともに絶えず指導の見直しを図る。
 - ⑦ 心の通じ合うコミュニケーション力を育て、自己存在感や自己有用感を育成する。
- (3) 早期発見のための取り組み
 - ① 毎朝の学級での健康観察（遅刻・早退　体のキズ等）
 - ② 各教科担任の授業ごとの見取り（授業を終えた職員室での情報交換）
 - ③ 年3回行う定期的な学校生活アンケートの実施
 - ④ 生徒側からのいじめを規制したり情報を提供したりする態度の形成（学級活動や生徒会活動等）
 - ⑤ 関係機関からの情報収集
 - ⑥ 家庭との密なる連携
- (4) 相談体制の整備
 - ① 年2回の教科学習相談（生徒と教師による二者面談）
 - ② 年1回の生活や進路に係る面談（生徒と保護者、教師による三者面談）
 - ③ 年2回の学校生活に係る教育相談（生徒と教師による二者面談）
 - ④ 定期相談（スクールカウンセラーとの二者面談）
 - ⑤ 随時（チャンス）相談

- (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策推進
- ① 情報メディア教室を開催し、危険性や依存症についての研修・講習
 - ② インターネットアプリの使用状況の定期的な確認（ツイッター・ライン等）
 - ③ LINEはだし等SNSによる問題について家庭の中でも話し合いが持てるよう啓発する。
 - ④ 生徒たちの日常的な「生活リズム調べ」を通して得られた実態を基にしたメディア教育
 - ⑤ 町の保育所－小学校－中学校が連携した長期的スパンによる情報モラル教育

5 いじめ防止のための組織

- (1) 組織名 生徒指導委員会（いじめ対策チーム）
- (2) 構成 校長 教頭 生徒指導主事 学級担任 保健主事
スクールカウンセラー（SC）
- (3) 活動 平常時：毎週定期に生徒指導委員会を開催し、全体的な動向を探り、予防措置あるいは対策を講ずる
緊急時：校舎内外において発生した緊急を要する情報をキャッチした場合は、臨時に委員会を開催し、役割分担を決めて対応する。
 - ① 毎週の定期生徒指導委員会で情報の共有化と対策
 - ② 緊急の生徒指導委員会を開催し対策を打ち出し、迅速に指導する。
 - ③ 配置されたスクールカウンセラーを活用した取り組み
 - ④ ケース会議の開催
 - ⑤ 児童相談所との連携

6 いじめに対する措置

- (1) いじめの事実確認
 - ① いじめは人間として絶対に許されない行為であることを念頭に、冷静に毅然として指導に当たる。
 - ② 校内において、担任、生徒指導主事、養護教諭を中心として役割分担を行い、いじめを受けた生徒、いじめた生徒、関係生徒をそれぞれ分けて、組織的に対応する。
 - ③ 保護者の理解や関係機関の協力を得ながら客観的な事実をもとに、公平に確認を進める。
- (2) いじめを受けた生徒又は保護者への支援
 - ① 学校・家庭が連携し、いじめから必ず守り抜くという強い姿勢を本人に示し、心の安静・安心と居場所を確保する。本人の訴えを本気になって継承することを中核とする。
 - ② 不登校に陥ることや自殺を予感させる行動に出る場合があるので、学校はもちろん、登下校や家庭における保護を万全にする。
 - ③ 保護者は我が子をいじめられたことに対する理由を知りたい気持ちや反感をもっていることを念頭に、丁重に話を聴き、受容的な態度をもって対応に当たる。いじめの経過について丁寧な説明をする。
 - ④ 本人への今後の対応について、学校は、保護者とベクトルをそろえ、連携して教育していく主旨のことをよく理解してもらう。
 - ⑤ プライバシーが保護されるよう留意して指導にあたる。
- (3) いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言
 - ① いかなる理由があろうといじめは人間として絶対に許されない行為であることを納得できるように丁寧に指導する。
 - ② 保護者に対しては、該当生徒のいじめに至った経過を丁寧にかつ客観的に説明し、理解を得る。
 - ③ 誰もがいじめる側やいじめられる側に回る可能性があることを十分に説明し、いじめの構造について理解を深めてもらう。
 - ④ 本人の学業生活が前向きに歩めるよう、学校と家庭が協力して育していくことを確認する。

- (4) 犯罪行為として取り扱ういじめにおける所轄警察署との連携
- ① 警察への通報・相談をする場合の判断基準
 - ア いじめる生徒に教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その効果が上がらず、犯罪行為に該当すると認められる場合。
 - イ いじめられている生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるような場合
 - ② 日頃から教職員はどのような行為が刑罰法規に該当するか研修し、理解を深めておく。
 - ③ 日頃から三島町教育委員会、会津坂下警察署と密に連絡を図り、迅速な対応を取れるよう連携体制を構築しておく。
- (5) いじめ解消に向けての経過観察
- ① いじめが「解消している」状態を判断するために、次の2つについて少なくとも3か月間は経過を観察する。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
 - イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ② いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。
 - ③ 経過観察中は、「いじめ解消までの経過観察シート」に記録し、その記録に基づいて、組織的に解消の判断をする。

7 重大事態への対処

- (1) いじめによる重大事態が発生し調査を要する場合
- ① 児童生徒が自殺を企図したとき
 - ② 身体に重大な傷害を負ったとき
 - ③ 金品などに重大な被害を被ったとき
 - ④ 精神性の疾患を発症したとき
 - ⑤ 相当期間学校を欠席することを余儀なくされたとき
 - ⑥ 生徒や保護者から重大事態に至ったと申し出があったとき
- (2) 調査の主体
- 生徒指導委員会（いじめ対策チーム）
- (3) 調査の手順
- 「いつから」「だれから」「どのように」「いじめを生んだ背景」「生徒の人間関係」「学校教職員の対応」等についての事実関係を、迅速に・網羅的に・時系列的に明確にして整理する。
- (4) 調査結果の報告
- ① 事実関係を町教育委員会に報告する。
 - ② 事実関係を生徒や保護者に説明する。

8 年間計画

月	活動計画	生徒指導委員会 SC面談
4月	家庭訪問	
5月	第1回学校生活アンケート調査 Q-Uテスト 二者面談	
6月	教科学習相談	
7月	情報モラル教室	
8月	二者面談 保・小・中いじめ防止研修会 第2回学校生活アンケート調査	
9月		
10月		
11月	Q-Uテスト	
12月	三者面談	
1月	第3回学校生活アンケート調査	
2月		
3月		

9 いじめ問題にかかわる学校評価とその改善

(1) 児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定を行う。

- ① 保育所、小学校、中学校と同じメンバーで過ごしてきていることを踏まえ、問題が見えにくくなっている場合を想定し、小学校との連絡を十分に取り合い、目標を設定する。

(2) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応の状況を評価する。

- ① 少人数できわめて家族的、共同体的な集団であるために、いじめを判断することは容易ではない。しかし、目に見えない序列関係ができている事を踏まえ、いじめの件数よりも人間関係の有り様や体質を見取り、評価する必要がある。

(3) 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

- ① 12年間培われた人間関係から生じているいじめを見抜き、その改善状況を評価するのは容易ではないが、保育所・小学校・との連携を強化して変容を見取ることが大切である。

【いじめ発生における指導の流れ】

